

各単位会長 様  
各申請取次行政書士管理委員会等委員長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
中央研修所  
所長 関口 隆夫  
申請取次行政書士管理委員会  
委員長 西川 剛史

届出済証明書の更新手続きにおける理由書及び

VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式における実務研修会修了証書の取扱いについて（お願い）

日頃より、本会事業の推進に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年度に予定していた集合型の申請取次関係研修会を全て中止いたしました。中止に伴い、実務研修会を受講できないまま、所持している届出済証明書の有効期限を迎える会員については、令和 2 年 12 月 10 日付・日行連発第 1192 号でご案内のとおり「理由書」提出により受講を猶予する更新措置を設けているところです。

申請取次関係研修につきましては、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式に切り替えて、令和 3 年 2 月には 1 回目の実務研修会を実施いたしました。令和 3 年度も引き続き、集合型で実施していた時と同等数の受講者を受け入れる体制を整えた上で、VOD 方式による研修を実施することとしていますが、各会員の届出済証明書更新手続きに支障を来たすことがないように、令和 3 年度末までは、当該、理由書による更新措置を継続してまいります。

したがって、令和 3 年度中は「理由書」による更新手続きと従前のおり修了証書による更新手続きが併存することとなります。また、今後は「理由書」による更新手続きを行った会員より、修了証書の事後提出も増加することが予想されますので、あらためて、「理由書」と実務研修会修了証書の取扱いを整理いたしました。別紙のとおり、ご連絡いたしますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

貴会におかれましては、貴会会員に周知いただきますとともに、各地方入管局への届出済証明書の申出手続きの円滑な実施にご協力いただけますようお願いいたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが何とぞよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙：届出済証明書の更新手続きにおける理由書及び VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式における実務研修会修了証書の取扱いについて
- ・別添①：届出済証明書の更新手続きにおける理由書及び VOD 方式における実務研修会修了証書の取扱い（図解）
- ・別添②：一部の外国籍等の申請取次行政書士の届出済証明書と更新について

以 上

届出済証明書の更新手続きにおける理由書及び  
VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式における実務研修会修了証書の取扱いについて

1. 修了証書の取扱い

**同一の実務研修会修了証書は、交付日から3年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続きに原則1回に限り使用することができることとします。**

届出済証明書の更新手続きでは、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、日行連が主催する申請取次実務研修会を1回以上受講し、実務研修会修了証書を取得していただくことが必要であるとしてきました。これは、単純に3年間に1回以上受講（修了）すれば良いとの主旨ではなく、原則3年間でとされている届出済証明書の有効期間を一つの区切りとして、申請取次実務研修会を1回以上受講（修了）し、適切な申請取次業務の遂行に必要な知識等の維持・向上を求めるものです。実務研修会修了証書の交付日から3年以内であっても、一度、更新手続きに使用した修了証書は、次の更新時には使用することができません。「理由書」によって更新手続きを行った方は、次回更新時までの期間内に改めて実務研修会を受講していただくことが必要です（別添①参照）。

なお、届出済証明書の有効期間が3年未満とされている方（例：在留期間が3年未満の外国籍会員等）については、3年未満の有効期間毎に申請取次実務研修会の受講を求めるものではなく、届出済証明書の有効期限から遡って3年間の間に受講した実務研修会修了証書を複数回使用できるとした取扱いは従前どおりです（別添②参照）。

2. 留意事項とお願い

(1) 「理由書」により更新手続きを行った会員の修了証書について

- ・令和3年2月に実施したVOD方式の申請取次実務研修会について、3月11日に各受講者宛修了証書を発送いたしました。「理由書」により更新手続きを行った会員に対して、所属単位会当該修了証書の写しを速やかに提出するよう促しています。各会員より提出がありましたら、管理簿と突合の上、保管いただくようお願いします。

(2) 「理由書」による更新手続きについて

- ・令和2年12月10日付・日行連発第1192号「令和2年度内開催・申請取次関係研修会の中止及び中止に伴い令和4年3月末日までに届出済証明書の有効期限を迎える会員への更新措置について（お願い）」で御案内のとおり、「理由書」による更新手続きを令和4年3月末日まで継続しています。引き続きのご対応をお願いします。

(3) 申請取次実務研修会の修了証書による更新手続きについて

- ・前述のとおり、すでにVOD方式の申請取次実務研修会の修了証書を交付しています。修了証書による更新手続きが増加するものと思われますので、従前どおり「申請取次事務処理の手引き」に則った処理をお願いいたします。
- ・また、前述のとおり、修了証書は原則として、交付日から3年以内に有効期限が到来する届出済

証明書の更新手続きに原則1回に限り使用することができることとしています。令和2年度及び令和3年度中に「理由書」による更新手続きを行った会員による次回の更新申出の際には、添付される修了証書（写し）について、以前提出されたものと重複することがないように、ご確認をお願いいたします。